

## 2023 年度第 4 回清掃部会幹事会

### I. 出席確認

吉村 秀則	現業局長	(大阪府本部・大阪市従業員労働組合)
原田 真和	現業評議会副議長	(北海道本部・札幌市役所労働組合)
寺野 淳	現業評議会常任幹事	(徳島県本部・三好市職員労働組合連合会)

出欠	役職	県本部	名前	単組
	部会長	京都	中川 純	自治労京都市職員労働組合
	幹事	北海道	坂井 雅俊	札幌市役所労働組合
	幹事	福島	坂本 勝美	相馬市職員労働組合
	幹事	千葉	久松 亮太	千葉市職員労働組合
	幹事	富山	柴田 勝彦	高岡市職員労働組合
	幹事	三重	大川 恭二	松阪市職員組合
	幹事	兵庫	青木 慎吾	神戸市従業員労働組合
	幹事	島根	石川 修二	益田市職員労働組合
	幹事	香川	久保 慶太郎	丸亀市職員労働組合
	幹事	熊本	上須崎 仁哉	熊本市役所職員組合
	幹事	東京	西村 好勝	東京清掃労働組合

### II. 報告事項

1. この間の取り組み報告について P2
2. 2023現業・公企統一闘争について P3
3. その他 P9

### III. 協議事項

1. 各地連報告について (口頭) P9
2. 2024年度第一次政府予算要請行動について P10
3. 2024—2025年度 清掃部会運動方針について P10
5. 第4回現業政策集会について P10
6. 労働安全衛生の推進について P10
7. 2024年度清掃部会体制について P11
8. 当面の日程、その他 P11

## 【報告事項1】 この間の取り組み報告について

### (1) 2023 年度現業評議会第 3 回全国幹事会

日時：2023 年 5 月 13 日（土）12：00～

5 月 13 日にウェブで開催し、以下の事項について協議し、確認した。

- ①経過報告
- ②2024－2025 運動方針（案）骨子
- ③現業労働者の取り組み（当面の闘争方針）（案）
- ④当面の日程について

### (2) 2023 現業・公企統一闘争決起集会

日時：2023 年 5 月 13 日（土）15：00～（ウェブ開催）

2023 現業・公企統一闘争の第 1 次闘争の推進にむけ、現業評議会は 5 月 13 日（土）にウェブにおいて 2023 現業・公企統一闘争決起集会を開催し、取り組みにむけた認識一致をはかった。集会では、流山市職労の菊池妙子さんから会計年度任用職員の処遇改善にむけた単組の取り組み事例について報告がされた。菊池



さんは、当事者が当局に課題を伝えることが重要として、会計年度任用職員の組合結成について触れ、一時金や休暇制度における改善事例を述べた。処遇改善にむけては、時期による交渉ではなく、課題があればいつでも交渉していくことが重要と訴えた。

その後では、4 月の統一自治体選挙で県議会に当選された豊福るみ子県議会議員を講師に招き、「政策実現にむけて」をテーマに講演が行われた。豊福議員は、自身の調理員時代の取り組みや県本部・中央本部での取り組みについて触れ、処遇改善にむけては、取り組みを進めていけば、政治闘争に関わってくるとこれまでの経験を語った。今後の取り組みとしては、「やらない理由を探すより、やることを探すことが重要」と訴えた。

### (3) 第 2 回担い手育成連続講座

現業職場における新規採用凍結や退職不補充などにより、現業職員が減少し、現業運動の継承が困難な状況となっていることから、現業評議会では、担い手育成を目的に連続講座を計 3 回開催し、第 2 回については、5 月 14 日に東京都内で対面して開催した。

第 2 回担い手育成連続講座では、政治闘争の重要性をテーマに、鬼木まこと

組織内議員を講師に招き、「なぜ、労働組合が政治闘争に取り組むのか」と題した講演が行われた。鬼木議員は、現在の国会状況について述べ、職場課題を解決していくためには、単組での取り組みが基盤であるが、その一方で労使交渉だけでは解決が困難な課題も存在していることから、政治闘争を取り組み、組織内議員を誕生させることが重要と参加者に呼びかけた。

講演後は、「議員に伝えたいこと」をテーマにグループワークが行われ、参加者は現場課題を出し合い、解決にむけ、議員に取り組んでほしいことを話し合った。グループワークの発表後、岸議員、鬼木議員が各テーブルに入り、発表した内容について、意見交換を行った。さいごのまとめでは、岸議員、鬼木議員からこうした運動の継続と各単組での組織内議員の連携の重要性を訴えた。



## 【報告事項2】 2023 現業・公企統一闘争について

総務省要請行動（4月14日）

自治労は、2023 現業・公企統一闘争の一環として4月14日に総務省交渉を実施した。自治労からは現業評議会小迫議長、吉村事務局長、副議長・常任幹事会と、八巻労働条件局長が出席し、総務省からは、長田自治行政局公務員部公務員課課長補佐他が対応した。

### ① 要請項目1 回答の概要

#### 【総務省の回答概要】

○ 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要と考えている。

○ また、令和2023年度地方財政計画においては、地方公共団体の一般職員の職員数が増加している実態などを勘案した上で、職員数全体で2,618人の増としており、今後とも、必要な対応を行ってまいりたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

#### 【自治労】

依然として総務省からの助言により採用ができないと主張する自治体があることから、技能労務職の採用については各自治体の判断に一任するという趣旨で良いか再度確認したい。

また、「人員管理の適正化」として、自治体に対しどのようなことを具体的に求めているのか。各自治体の採用状況を調査した際に、総務省が、技能労務職員の採用に対して行き過ぎた指摘を行っているのではないか。

#### 【総務省】

行政の合理化・能率化をはかったうえで、地域の実情や変化する行政課題に的確に対応するために、どのように業務を執行し、それに必要な人員管理を行うかは各地方公共団体の判断に任せている。

前年度から採用者数が増加していた場合等は、理由を確認することもあるが、行き過ぎた指摘の有無については把握していない。

#### 【自治労】

自治体では多くの会計年度任用職員が働いており、地方公共サービスを支える重要な担い手となっている。総務省は、多様な雇用形態の労働者の活用を推奨しているが、社会全体の労働者不足の中、会計年度任用職員の確保も難しく、現場は深刻な人員不足に陥っている。さらに、会計年度任用職員が正規職員と同等の業務を行っている例も多く、質の高い公共サービスを提供していくために、人員確保に繋がる正規職員の採用の促進を行うよう助言をしていただきたい。

あわせて、このような状況であっても、公共サービスの質の低下に繋がらないよう現場が日々奮闘しているということを理解いただきたい。

## ② 要請項目 2 回答の概要

### 【総務省の回答概要】

○ 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決定に当たっては、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。

○ また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があったところ。

○ 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。

○ このため、総務省としても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないが、「給与情報等公表システム」において、賃金センサスを用いた民間給与との比較をお願いしているところである。

○ 会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となる期末手当などの経費については、2021年度地方財政計画において、制度の平年度化による経費の

増分を加え、2,402億円を計上し、制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。

○ 今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応してまいりたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

#### 【自治労】

例えば、賃金センサスでは、学校用務員が、その他に分類されない民間の運搬、清掃、包装の職種と比較されているが、業務内容が著しく異なっている。また、平均賃金の算出では、公務員は正規職員のみ、一方で、民間は正規職員だけではなくアルバイト、パート、日雇い等含めており、異なる雇用形態での賃金を比較対象として用いている。どうしても賃金センサスを用いた民間比較が必要であれば、比較対象として業務内容や雇用形態等が矛盾しない必要がある。国のデータは、地方公共団体の技能労務職員の賃金が、民間の同職種より高額であるということを示すデータにしかなく、これを強硬に示すデータを強く申し上げる。少なくとも、地方公務員として賃金を算出する際は、会計年度任用職員も対象とすべきと考える。

#### 【総務省】

比較対象として完全に一致しているものではないことは、公表の様式に注記している。恣意的に行っているものではなく、公務員の賃金が税金を原資としていることを前提に、現在できる範囲で、国民・住民の理解と納得を得られる説明資料として情報を出している。

#### 【自治労】

地方公共団体の技能労務職員の給与が、最低賃金を下回る状況が散見されていることから、そのようなことが決してないよう技術的助言を行っていただきたい。

常勤職員の賃金水準と比較して、60歳を超える常勤職員は7割、再任用職員は5.5～6割で同一労働を行っている。さらに、会計年度任用職員の勤勉手当が支給されると、60歳を超える常勤職員・再雇用職員はそれより低い賃金水準となる可能性がある。会計年度任用職員の適正な賃金を確保したうえで、再任用職員の賃金水準を引き上げる対応が必要と考える。

### ③ 要請項目3 回答の概要

#### 【総務省の回答概要】

○ 地方自治体の業務の民間委託については、地方自治体が、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するための手法の1つと考えており、これまで総務省としては、情報提供や技術的助言を行ってきたところであるが、民間委託の導入の可否については、地方自治体が、地域の実情に応じて、自主的に判

断すべきものであると考えている。

○ また、民間委託を行った場合であっても、委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考えている。

感染症拡大や災害発生時においても、委託した業務についての責任は、引き続き行政に帰属することを前提に、委託先民間事業者との役割の明確化等、リスク分担について自治体と委託先民間事業者との合意により決定した契約上の取扱いに基づき適切に対応していただく必要がある。

○ 総務省として、地方自治体に対しては、民間委託に取り組むに当たって、行政としての責任を果たしうるよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきたところ。

○ 引き続き、これらの助言の趣旨が徹底されるよう助言してまいりたい。  
以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

**【自治労】**

労働人口の減少に伴い民間委託会社の人件費が上昇し、委託費も高騰していることから、民間委託が1つの手法として適正であると言い難い状況となっている。変化する社会状況を踏まえ、民間委託が地方行政改革の有効的な手段になりえていないことを理解していただきたい。

**【総務省】**

民間委託の導入については地方公共団体が自主的に判断している。また、委託業者の労働関係法令の遵守や雇用労働環境の適切な配慮についても通知・助言を行っている。

**【自治労】**

適切な評価・管理をできる体制を取ったうえで民間委託を行うことを通知しているとの回答であるが、総務省は、各自治体が適切な管理・評価できているか調査を行ったことがあるのか。

**【総務省】**

行革の見える化調査の中で、指定管理を含めた見える化について毎年調査を行っている。指定管理については、さらに詳細にリスク分担や評価そのものの実施を確認し、その内容をヒアリングの機会でも掘り下げている。

**【自治労】**

適正な民間委託業者の評価・管理は地方公共団体の義務であるが、現場は即時対応を求められることが多く、偽造請負が発生しうる状況がある中で、その有無まで把握できない。

地方公共団体が、業務・労務管理が不要となるという理由を優先し、十分な検証を行わないまま民間委託を行う例もあるというのが実態である。総務省は、通知の通りの業務委託の適正な評価・管理、守秘義務や情報の管理が徹底

できているか、そして、費用対効果を含めた現状把握を行ったうえで、民間委託が効率的な行政サービス運営のために有効なツールとなり得ているか検証すべきである。

#### ④ 要請項目 4 回答の概要

##### 【総務省の回答概要】

○ 定年引上げに係る地方公務員の給与・勤務条件については、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体の議会において条例で定められるものであるが、その内容に関し、地方公共団体の当局と職員団体が協議を行う場合にあっては、地域の実情を踏まえ、真摯な協議が行われるものと考えている。

○ 総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行ってまいりたい。

○ 総務省では、これまで、各地方公共団体において、2023年4月1日の施行に向けて必要な準備行為が計画的に実施されるよう、運用通知等の発出、質疑応答集の拡充、条例例の提供等を行ってきたが、引き続き、必要に応じて助言等を行ってまいりたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

##### 【自治労】

定年に引き上げにより雇用形態が多様化しているが、特に現業職場では、業務の性質上、雇用形態に応じた業務の明確化が難しい。また、暫定再任用はフルタイムが原則であるが、現場では、多くの職員がパートタイムとして働いている実態がある。職務給の原則に基づき、このような状況が大きな課題となっていることを把握していただきたい。

##### 【総務省】

60歳以降働き続けるために、定年延長、定年前再任用、会計年度任用職員など様々な雇用形態とそれに対する制度がある。国は、各制度主旨に則り適切な賃金運用を行うよう助言を行っており、それを踏まえて地方公共団体で業務内容を設定していると考えている。

2023年4月14日

総務大臣  
松本 剛明 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳

要 請 書

地方分権の推進と地方自治の確立にむけた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

我が国は、超少子・高齢化が進み、住民ニーズが多様化する中、地域実情に応じた安定的な公共サービスの提供がこれまで以上に求められています。地域住民が安全で安心な生活をおくるうえで、地方自治体における地域公共サービスの提供体制の構築は非常に重要です。

あわせて、頻発する自然災害では、行き過ぎた人員・財政削減により、多くの自治体で避難所運営や災害ごみの収集・撤去、さらに社会インフラにおける応急修繕などの多くの課題が生じ、改めて公共サービスの重要性と必要性が明確になりました。

そのような中、自治体では災害発生時の対応などに限らず、現業職員が地域事情に応じて様々な役割を担いながら、地域住民に欠かすことのできない地域公共サービスを提供しています。

現業職員の労働条件の改善をはかり、安心して職務に専念できる職場環境を整備することは、自治体における公共サービスを充実するうえで不可欠です。

つきましては、下記の要請事項に対し積極的に対応するよう要請いたします。

#### 記

1. 少子高齢化が加速し、住民ニーズの多様化が進む中、感染症の感染拡大や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。そのため、現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在していることから、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用については、自治体の判断を尊重すること。あわせて確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。

2. 国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を行わせないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行するうえで、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件な

ど、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

3. これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を押し進めてきた。しかし、十分な費用対効果が得られず、業務によっては、偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて、多くの自治体では、民間委託を行った結果、感染症拡大や災害発生時の免責事項により住民の命と暮らしを守るための緊急的な対応に問題が生じている事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的効果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

4. 本年4月から導入された定年引き上げ制度について、65歳まで安全で働き続けられる職場環境の整備や職種における実態を踏まえた制度運用となるよう、自治体労使の合意、決定を尊重すること。また、制度導入後に明らかになった課題解決にむけ、必要に応じて自治体の取り組み事例を周知するなどの支援を行うこと。

以上

**【報告事項3】** その他

**【協議事項1】** 各地連報告について（口頭）

**【協議事項 2】 2024 年度第一次政府予算要請行動について（別紙①参照）**

環境省に対する 2024 年度要請行動にむけ、部会で確認した要請項目を踏まえ、当日の口頭意見も含めて、認識一致をはかっていきたい。

環境省 要請日時

日時：2023 年 6 月〇日（月）～〇日（金）で調整中

参加要請については、部会幹事より 2 人

幹事

幹事

**【協議事項 3】 2024—2025 年度 清掃部会運動方針について（別紙②参照）**

**【協議事項 4】 第 4 回現業政策集会について**

開催日時：2023 年 7 月 22 日（土）～23 日（日）

場 所：愛知県名古屋市「名古屋市公会堂」他

部会運営委員 久保慶太郎・上須崎仁哉・西村好勝

三役・常任 原田真和・寺野淳

①全体会での部会報告（取り組み事例について）10 分（別紙③参照）

報告者 西村 好勝

②現業フェアについて

**【協議事項 5】 労働安全衛生の推進について**

自治労は毎年 7 月を「安全衛生月間」と位置づけ、全職場で安全衛生点検を取り組むとともに、12 月には「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」を実施し、労働災害撲滅の実現に向け、取り組みを進めている。

労働災害を未然に防ぐためには、日常の職場点検が重要であることから、各職場で活用できる「職場改善チェックリスト」について、新たな職場のチェックリストを作成してきたが、引き続き、項目内容について充実をはかるため、見直しを進めていきたい。

※チェックリストについては別紙④参照

### 【協議事項6】 2024年度清掃部会体制について

2024年度清掃部会の役員体制を確認したい。部会長及び部会幹事については、8月26日（土）に開催予定の全国幹事会で承認を求めることとしている。そのため、7月14日までに報告をお願いする。

役職名	選出地連	現役員名	新役員名	出身県本部
部会長	近畿地連	中川 純		
幹事	北海道地連	坂井 雅俊		
幹事	東北地連	坂本 勝美		
幹事	関東甲地連	久松 亮太		
幹事	北信地連	柴田 勝彦		
幹事	東海地連	大川 恭二		
幹事	近畿地連	青木 慎吾		
幹事	中国地連	石川 修二		
幹事	四国地連	久保 慶太郎		
幹事	九州地連	上須崎 仁哉		
幹事	一部事務組合	西村 好勝		

※下線部はタブレット貸与者

### 【協議事項7】 当面の日程、その他

#### 【当面の日程】

1. 第5回学校用務員部会

日時：2023年5月27日（土）13時～（ウェブ）

2. 第4回県職現業部会

日時：2023年5月28日（日）13時～（ウェブ）

3. 第4回一般現業部会

日時：2023年6月18日（日）13時～（ウェブ）

4. 第6回学校給食部会

日時：2023年6月25日（日）13時～（ウェブ）

6. 自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会

日時：2023年7月2日（日）13時～（ウェブ）

7. 第4回現業政策集会

日時：2023年7月22日（土）13時～23日（日）15時

8. 第3回担い手育成連続講座

日時：2023年8月11日（金）13時～12日（土）12時

9. 2024年度第1回全国幹事会

日時：2023年8月26日（土）

10. 2024—2025年度現業評議会総会

日時：2023年8月27日（日）

**【その他】**

地連報告について（別紙⑤参照）

地連報告の項目については、現在、運動方針の項目、合理化、特徴的な取り組み、定年引き上げ、災害派遣対応、その他の6項目であるが、これらの項目について協議したい。

また、報告について、これまで部会は年3回開催してきた（9月～10月、1月～2月、6月～7月）。今年度からウェブを活用し、年4回の開催を基本としている。そのため、部会報告については、年3回としたい。

3回の内訳については、第1回（9月～10月）、第2回（1月～2月）、第4回（6月～7月）とし、第3回（4月～5月）については、地連報告なしとしたい。また、地連報告については、発文を発出した際に添付し、各県本部に集約をお願いしているが、期間が短く、地連・県本部の負担も大きいことから、発文の発出前からの対応でお願いしたい。